

## 6 ポッチャ

◎男女区別、年齢区分なし

		区分番号	障がい区分	競技スタイル	
				立位	座位
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全  多肢切断…上肢・下肢の4肢のうち3肢を切断し義足等を使用して立位で競技する者 両下肢完全…両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害があり、長下肢装具を使用して立位で競技する者 両上肢不完全および両下肢不完全…上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障害がある者	◎	
			第6頸髄まで残存  肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者(肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)		
		2	第7頸髄まで残存  肩関節周辺と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物にぎれない)	◎	
			第8頸髄まで残存  肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)		
		3	多肢切断  上肢・下肢の4肢のうち3肢を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者	◎	
			四肢麻痺で車いす常用  脳原性麻痺により四肢に可動域制限や協調運動障害がある車いす使用者		
		3	けって移動  脳原性麻痺による両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者	◎	
			片上下肢で車いす常用、または使用  脳原性麻痺による片側障害で、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		
			その他走不能  脳原性麻痺による下肢障害で、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者		
		4	電動車いす常用  脳原性麻痺や脳原性麻痺以外の四肢麻痺者、多肢切断、三肢体幹機能障害で日常的に電動車いすを使用している者		◎

※座位とは、車いすおよび椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手(区分2~8および10)の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者にスポーツアシスタントを、ランプ使用者には、ランプオペレーターをそれぞれ選手1名につき1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障害がある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺(区分6)として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障害により電動車いすを常用している者を対象とする。